

令和6年第10回木島平村教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和6年10月29日(金)午後3時～午後3時45分

2 場 所 木島平村役場 議員控室

3 出 席 教 育 長 関 孝志

教育長職務代理者 角田 道夫

委 員 月岡 英彦

委 員 芳川 文子

委 員 梅寄 舞子

4 出席した事務局職員

子育て支援課長 高木 良男

生涯学習課長 山寄 真澄

子育て支援係長 芳川 誠

生涯学習係長 湯本 敦

1 開 会 午後15時00分

2 前回会議録朗読承認(署名)

令和6年9月20日開催の令和6年第9回木島平村教育委員会定例会会議録について、教育長が朗読し、出席委員全員が内容を確認のうえ、承認し署名した。

3 教育長報告

○10月17日開催の村校長教頭会時に、関教育長が小中学校校長教頭に指示した事項、協議事項について

1 市町村教育委員会連絡会より

○非違行為根絶に向けて

- ①教職員の人権感覚を高める。名前の呼び方に人権感覚が表れる。人によって呼び方を 変えるなどせず、全員同じ呼び方をする。(校長が自らの人権感覚を見直す)
 - ②教職員が一人でも問題と思ったときに声を出し、互いに声を掛け合えるためにも、校長自らの声掛けや面談等を行う。職場内の自浄作用、チェック機能が抑止力となる。
 - ③課題を抱えている教職員の把握と声掛け、課題を抱えている教職員こそ、温かい言葉掛けと意欲につながる評価を。
 - ④非違行為を自分の問題として捉えるようにする。各自の心の弱さに向き合うとともに、非違行為を起こすとどうなるか具体的な事例から考えるようにする。
- 教育公務員としての自覚 ▶保護者や同僚(男女間)、児童生徒との人間関係の節度とモラルを守る。▶運転中の携帯電話はアウト×
- 学校運営について ▶冬季に向けての学校管理の確認 ▶学校施設・設備の安全確認
▶交通安全指導の徹底 ▶不審者対策、盗難の防止

2 学校運営について

- ・学校自己評価(児童生徒評価、保護者評価)を、次年度の学校運営に活かすようにする。

従来の項目の見直しと、新たな評価項目の検討(タブレット活用、重点内容、友との協同)

→小学校 12 項目 →中学校 20 項目

- ・令和7年度の学校運営構想を練る

自己評価 → 諮問・答申 → 重点内容提示 → 教職員への説明

※ 課題を受け、その改善のために、具体的な策を講じる。

3 教育情報

- ・就学前教育の保護者対応 玉川大学教授 田澤 里喜氏
- ・生活・「総合」を探究的な学びにしたい 日本教育新聞 9/2
- ・全国市町村学校改革情報 日本教育新聞

4 その他

- ・令和7年度「市町村の特色ある教育を支援する教育配置事業」実施市町村一覧

重松鷹泰の授業観

重松は、授業分析の成果として、「自分の心に感銘を与えたよい授業の三つの特質」として、次の三つの要件を提案している。

- 1 教師の予想を超えるような発言や意見が表れることである。(教師の予想を超える子どもの発言)それは教師の予定を狂わすのであるが、学級の成員の目を開き、追究の意欲を高める「本気」ともいべき意見である。こういう本音が表れてくるといことは、授業の中での追究が 子どもたち自身のものであり、また真剣なものである証拠なのである。
- 2 子どもたちの助け合いが適切であり緊密であるということである。(子どもたちの緊密な助け 合い) 子どもたち全員が助け合い、補い合いながら真実を探っていく勢いが力強いということである。
- 3 授業中のある瞬間や授業の終了した瞬間に、何かしみじみとした感懐が子どもにも授業者にも、そして見ている人たちにも湧き上がってくるということ(しみじみとした感懐と魂のふれあい)

子どもと子ども、子どもと教師、さらには子どもと教材との間に、人間的な接触、魂のふれあいといったものがおこる。授業者も子どもも忘れられない授業である。

体当たりの追究

クイズの解答の場合にみるような、記号や言葉を頭の中で、あれこれ解釈（解決）していくことというよりも、学習者が積極的に体（目・手・足）を使って、つまり、見学・調査・計測・文章（絵画）表現などを通して、体当たりで学習対象や課題の意味や構造連関を追い求め、極めていく、そのような精神機能を表現し、強調したいために、あえて思考ではなくて追究という語を使いたい。

「体当たりの追究とは、単に頭の中での知識の操作にとどまらず、子ども自らが五感を総動員して体全体を働かせて対象に深くかかわり、自分の問いを追いかけて粘り強く考え続けていくこと」と定義している。

※ 現在では、「追究」の意味をなす言葉として「探究」を位置付けている。

【協議 1】 令和 7 年度 学校づくりの重点について

1 重点施策

(1) 子どもが主体的で自律的に育つための子ども参画型の学校生活づくりを、小中連携の下に進める。

(2) 中学生による平和学習の充実を図る。

1 子どもが主体的で自律的に育つための子ども参画型の学校生活づくり

こども基本法で重要視されている権利、「児童の意見の尊重」と「児童の最善の利益」が保障される学校づくりを進め、自身の意思と責任を持って生活する自律した子どもの育成につなげる。

一日の1/3を過ごす学校生活は、子どもたちにとって過ごしやすい、学びやすい、他者と協働しやすい、そして達成感が得やすい学校でなければならない。

上記のような視点に立ち、子どもの意見を反映される学校生活づくりを目指し、子どもたち自身が「よりよい学校を創る」という気概を育て、学校生活に係る諸行事や学習、約束事など、自分たち自身が、学校生活を「よりよいもの」にする具体を図っていきたい。

何ができる？ → 児童生徒に聞くことが重要。→ ロジャー・ハートの「子どもの参画」8段の梯子

4段 子どもは仕事を割り当てられ、情報が与えられる。

5段 子どもが大人から意見を求められ、情報を与えられて取り組む。

6段 大人が仕掛け、子どもと一緒に決定する。

7段 子どもが主体的に取りかかり、子どもが指導する。

8段 子ども主体的に取りかかり、周囲の大人が巻き込まれる。

1 校則や決まり

2 学校・学級が過ごしやすいか

3 音楽会、運動会、学校祭、職場見学等々

4 定期的に児童生徒と懇談（要望を聞く）

5 日課表

2 人権教育の継承と新たな展開、中学生による平和学習の充実を図る。

本村の小・中学生全員が「木島平村雪ん子人権子ども会」の会員として活動しています。偏見・差別・排除等の不当な差別事象に学んだり、皆が平等に持つ人権の大切さを学んだりすることを通して、自身を見つめ、他者尊重の意識を培う学習はとても重要であ

る。

子どもたちが、多様な人と協働しながら変化に対応するのみならず、年齢、性別、国籍、経済事情、障害など、人権を尊重し合い、多様性を認め合う社会を築く一員となる取り組みを行います。さらに、最大の人権侵害である紛争や戦争の悲惨さ、戦後の日本の歴史や文化を学ぶ平和学習を充実させていくことが、新しい時代の国を担う子どもたちにとって、重要な学習となる。

具体的な取り組みとして

- 1 小学校で学ぶ平和学習、社会科での学習、総合的な時間の学習、道徳での学習等、中学校の平和学習へつながっていることを位置付けた学習にする。
- 2 中学3年間で平和学習を位置付ける。
 - ・村内の教材を学ぶ学習
 - ・村外の教材に学ぶ学習
- 3 中学3年間のまとめとして、修学旅行で広島を訪問し、自分の目で見て、心で感じる平和学習に取り組んでいきます。
- 4 平和学習で学んだことをまとめる（個人ファイル、教材に学んだ後、PCによる綴り）

【協議4】 学校自己評価について

変化し続ける社会に影響を受ける私たちの暮らし（家庭）。情報化による子どもたちの環境の変化。新しい時代に生きる子どもたちを育成する学校教育の変化（求められる子ども像）等、新しい評価項目が必要である。また、人間としての普遍的な内容の評価項目も重要である。

これまでの経年比較する評価内容を、見直す時期にきている。

【重要な設問】

- 1 学校は楽しいですか。
- 2 将来の夢や希望を持っていますか。
- 3 自分には、よいところがあると思いますか。
- 4 先生は、あなたの話をきちんと聞いてくれますか。（よいところを認めてくれますか）。
- 5 地域や社会をよくするために何かしたいと思いますか。
- 6 分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか。
- 7 携帯電話、スマートフォンやコンピューターの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか。
- 8 学習の中で、タブレット等のICT機器を活用することについて、課題解決・情報収集・考えをまとめるなどのために活用できていますか。

「学びづくり」

- 1 主体的・対話的で深い学び→自分の知らないことや分からないことを追究するのは楽しいですか。
- 2 情報活用力→タブレットなどのICT機器を、上手に使って学習していますか。
- 3 家庭学習の充実→自分の課題や興味に基づく家庭学習に取り組んでいますか。
- 4 学びに向かう姿勢→友だちの意見や考えを大切にして、互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか。
- 5 探究心（総合的な時間の学習）→自分で課題を立てて、情報を集めたり整理したりして、調べたことをまとめたり発表したりしていますか。

「こころづくり」

- 1 学級目標の共有→学校生活の終わりに学級目標の「合い言葉」で、振り返ることはありますか。
- 2 縦割り清掃や協働作業→友だちと協力して取り組んでいますか。
- 3 いじめ防止→いじめはどんな理由があってもいけないと思いますか。

「からだづくり」

- 1 体力向上→進んでからだを動かしたり、運動をしたりしていますか。
- 2 健康・安全→事故等に気をつけながら登下校していますか。
- 3 食育→好き嫌いなく食物を食べていますか。

「特色ある教育活動」

- 1 挨拶→誰にでも自分からすすんで挨拶していますか。
- 2 歌声→他者とハーモニーを重ね、曲を表現することは楽しいですか。
- 3 清掃→友だちと力を合わせて掃除ができていますか。

5 報告

(1) 令和7年度義務教育関係諸学校教育職員等人事異動方針について

高木子育て支援課長が、県教育委員会の令和7年度人事異動方針について、別紙資料のとおり説明した。

(2) 行事等の共催・後援承諾について

関教育長が、下記①から⑤の事業について、教育長専決処分により承諾した旨報告した。

- ① 児童・生徒理解講演会
- ② 「わたしたちの街の社会見学 北信濃班 2025年度版」冊子作成・寄贈
- ③ ぶんしっし講座
- ④ 親子孫でくたのしい仮設実験講座
- ⑤ 「檻の中のライオン」講演会

(3) 保育園及び小中学校の状況

高木子育て支援課長が、資料に基づき保育園、小中学校の10月の状況について報告した。

6 その他

(1) 高木子育て支援課長が、飯山市教育委員の異動について、別紙資料にもとづき説明した。

(2) 当面の日程(諸行事・会議等)

高木子育て支援課長が、当面の諸行事・会議等の説明、及び次回定例会を11月27日に開催し、加えて社会教育委員との懇談会を実施する旨説明し、了解を得た。

(3) その他

報告事項等なし

7 閉 会 午後3時45分

関 教育長が閉会を宣言した。

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年11月27日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____